（別紙６）

平成２１年度委託業務
「高周波加熱装置」設計・製作委託業務実施説明書

１　委託業務の概要
（１）委託業務名
　　高周波加熱装置の設計・製作

（２）業務内容
　ア　業務の目的
　　カラマツ・トドマツ等道産人工林材の建築用材利用を促進することを目的として、高品質な乾燥製材を低コストで生産可能とする適正乾燥方法を検討するため、高周波加熱装置を設計・製作する。
　イ　委託業務の内容
　　設計及び製作に際しては、次の基本仕様ならびに附帯業務・特記事項を考慮する。

（３）基本仕様
　ア　全般について
　（ア）120㎜角×長さ3,700㎜の製材を約5m³処理できること。
　（イ）既設木材乾燥機（ＳＫＴ－２０ＬＰＴ）と取付接合し連動及び単独で制御できること。
　（ウ）遠隔にて監視できるソフトを装備すること。
　イ　高周波加熱装置の設計・製作
　（ア）高周波発振器
　　a　電源は３相２００Ｖ５０Ｈｚであること。
　　b　最大入力３０ＫＶＡであること。
　　c　高周波出力１５kWであること。
　　d　発振周波数約１３．５６ＭＨｚであること。
　（イ）同調調整器
　　a　自動同調調整装置を備えること。
　　b　Ｌ同調調整装置を備えること。
　（ウ）高周波切換装置
　　a　エアシリンダによる切換方式であること。
　　b　必要な能力を有するエアコンプレッサを備えること。
　（エ）制御操作盤
　　a　自立型箱形制御盤（屋内仕様）であること。
　　b　タッチパネル式であること。
　　c　シーケンサー仕様であること。
　（オ）アルミ電極
　　　３７００㎜×１９００㎜×２ｔ（３組９枚）を備えること。
　（カ）安全装置
　　a　リミットスイッチ（乾燥機扉の開放を検知にて高周波自動停止）を備えること。
　　b　高周波発信時表示灯にて点灯確認できること。
　（キ）計測システム

a　材温測定用光ファイバーセンサー（２０点）の情報を取り込めること。同時に既存の光ファイバー式温度計（アステック製、本体Reflex-4数量（５）、TIプローブセンサーT1S-10数量（２０）、PCソフトNeoLink数量（１）、三菱電機A/D変換ユニットQ68ADV数量（３）、三菱電機D/A変換ユニットQ69DAVN数量（３））の電源を確保するとともに、光ファイバーセンサーを接続し設置すること。

b　積算電力計を備えること。

（４）附帯業務

ア　工事範囲

（ア）高周波機器の搬入および設置

（イ）高周波機器の既設乾燥機への取付接合

（ウ）同室内からの１次側電源配線接続（高周波制御盤まで）

（エ）高周波機器電気２次側配線接続

（オ）既設乾燥機への高周波部品（プラス、マイナス部品）の取付接合

（カ）高周波部品取付部のシーリング処理

（キ）同室内からのエアー配管接続

（ク）第２変電室から乾燥室配電盤までの電線の増設

イ　電気信号取合

（ア）高周波側⇒既設乾燥機本体側
高周波異常信号

（イ）既設乾燥機本体側⇒高周波側

a　乾燥機異常信号

b　高周波発信可能信号（連動用）既設乾燥機ソフト内のオプションコントロール設定

（ウ）動作について
異常発生時には、停止動作他を考慮

（エ）制御取合

a　乾燥機扉開放検知リミット取付位置整合

b　乾燥機本体側制御盤信号線入力点数の確保

c　乾燥機本体側制御システムとの整合

d　高周波制御盤⇔乾燥機間の信号線接続

ウ　機器取合その他

（ア）乾燥機本体側の高周波機器取付位置の整合

（イ）乾燥機扉開放検知リミット取付位置の整合

（ウ）高周波機器取付接合に関する部材追加および穴加工等を含む

（エ）各部安全柵等の防護装置

（オ）エアー配管設備（同室内）

（５）特記事項

ア　実際に試験を行った段階で、試験装置に不具合が生じた場合は、設置後1年以内においては基本的に無償で納入業者が速やかに対応すること。

イ　データー処理および制御用ソフトウェアについても前項と同様とする

ウ　公的機関への許可申請等が必要な場合には、その必要申請書類の作成は納入業者が行うこと。

エ　完成図書は、業務着工前までに図面、仕様書、各機器類取扱説明書を提出のこと。

（ア）業務着工前に、完成図書として以下の内容の資料を取り纏めて3部提出のこと
（イ）提出資料は、着工前までの協議の結果を反映したものであること。
a　図面：高周波本体図、電気設備図、電気図（シーケンス）、制御フローチャート図
b　仕様書：乾燥機本体、制御システム、制御機器類、測定機器類
c　各機器類取扱説明書：仕様書中の各機器類の全て
オ　据付業務完了後、据付業務完了届出書及び総合取扱説明書を提出のこと。
（ア）総合取扱説明書は3部提出のこと。
（イ）総合取扱説明書は全システムにわたる統合的な説明書とすること。
（ウ）総合取扱説明書は実際の操作に則った箇条書き方式とし、メンテナンス方法を含めること。
（エ）総合取扱説明書にはトラブルシューティングを付属すること。
カ　試運転調整後、業務完工届出書及び試運転調整完了報告書を提出のこと。

（６）予算上限額（消費税及び地方消費税相当額を含む。）
１８，４０４千円

（７）契約期間
契約締結日から平成２２年３月１２日（金）

2　プロポーザルの参加資格
本公募の対象者は、次のいずれにも該当すること。
（１）民間企業、特定非営利活動促進法（平成10年法律第７号）に基づく特定非営利活動法人、シルバー人材センター、その他の法人又は法人以外の団体等であって委託事業を的確に遂行するに足る能力を有する者（宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団若しくは暴力団員の統制下にある団体を除く。）であること。
（２）道内に本支店、営業所を有する者であること。
（３）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
（４）北海道の競争入札参加資格者指名停止事務処理要綱（平成4年9月11日付け局総第461号）第２第１項の規定による指名の停止を受けていないこと。また、指名停止を受けたが既にその停止期間を経過していること。
（５）資格審査の申請をする日の直前２営業年度分（当該２営業年度が２４月に満たない場合は，２４月分）の決算において、契約金額1千万円以上の乾燥装置及び高周波加熱装置または、これに類似した設計・製作に関する契約をし、確実に履行した実績を有すること。
（６）次に掲げる税を滞納している者でないこと。
ア　道税（個人道民税及び地方税を除く。以下同じ）
イ　本店が所在する都府県の事業税（道税の納税義務がある場合を除く）
ウ　消費税及び地方消費税

3　応募手続き等
応募する者は、次に示すところにより別添様式の参加表明書及び企画提案書を提出するものとする。
（１）複数提案の制限
本業務に対して複数の提案をすることは認めない。

（２）参加表明書の提出
ア　提出部数　１部
イ　提出期限　平成２１年１１月１０日（火）　午後３時（必着）
ウ　提出場所　下記（５）問い合わせ先及び参加表明書、企画提案書の提出先のとおり。
エ　提出方法　持参、郵送（配達記録、簡易書留、書留のいずれかによること。）で提出すること。

（３）企画提案書の提出要請
参加表明書の提出があり、参加資格を満たしている者に対しては、企画提案書の提出を要請する。

（４）企画提案書の提出
ア　提出部数　７部
イ　提出期限　平成２１年１１月２０日（金）　午後３時（必着）
ウ　提出場所　下記（５）問い合わせ先及び参加表明書、企画提案書の提出先のとおり。
エ　提出方法　持参、郵送（配達記録、簡易書留、書留のいずれかによること。）で提出すること。

（５）問い合わせ先及び参加表明書、企画提案書の提出先
ア　北海道立林産試験場　企画指導部
〒０７１－０１９８ 北海道旭川市西神楽１線１０号
電話番号０１６６－７５－４２３３　ＦＡＸ０１６６－７５－３６２１
イ　問い合わせの期限
平成２１年１１月１０日（火）　午後３時

（６）その他
ア　公募手続きにおいて使用する言語、通貨　日本語、日本国通貨
イ　無効となる参加表明書又は企画提案書
参加表明書又は企画提案書が次の事項の一つに該当する場合には無効となることがある。
（ア）提出期限、提出先、提出方法に適合しないもの。
（イ）指定する様式及び作成要領に示された条件に適合しないもの。
（ウ）記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。
（エ）虚偽の内容が記載されているもの。
ウ　その他
（ア）全ての提出書類の作成・提出に係る費用は、提出者の負担とする。
（イ）提出された参加表明書及び企画提案書は、参加要請者の選定及びプロポーザルの特定以外には、提出者に無断で使用しないこととする。
（ウ）提出された書類は選定及び特定を行う作業に必要な範囲において、複製を作成することがある。
（エ）提出期限以降における参加表明書及び企画提案書の差し替え及び再提出は認めない。
（オ）全ての提出書類は返却しない。

４　企画提案書に関する審査方法
（１）企画提案書の提出数が５を超えた場合は、プロポーザル審査会において事前に書類審査を行い、ヒアリング審査の対象数を５以内とする。
（２）企画提案書の提出数またはヒアリング審査の対象数が５以内の複数となった場合

は、プロポーザル審査会においてヒアリングを実施し、５の「プロポーザル特定に係る審査項目及び審査基準」により審査する。この場合、ヒアリングに参加しなかった提案者のプロポーザルは無効とする。なお、ヒアリングの日時・場所は別途通知する。

（３）企画提案書の提出数が１の場合は、プロポーザル審査会において、５の「プロポーザル特定に係る審査項目及び審査基準」により審査を実施する。

５　プロポーザル特定に係る審査項目及び審査基準

（１）審査項目

ア　業務実施体制

（ア）企画提案者の主な業務経歴、各担当者の経験、実績、役割分担等が適切かどうか。

（イ）業務処理スケジュールが適切かどうか。

イ　業務の実施方針及び手法

企画書のコンセプトが林産試験場が実施している研究方向に合致しているか。

ウ　基本仕様について

（ア）収容材積・基本仕様全般について考慮されているか。

（イ）高周波加熱装置の、高周波発振器、同調調節器、高周波切換装置、操作制御盤搬、アルミ電極、安全装置、計測システム等についての仕様が全て適切で、最適乾燥条件を見出すことが可能な性能を有しているか。

エ　附帯業務について

（ア）指定場所への装置設置が可能であるか。

（イ）装置稼働のための電気・通信等設備が適切に配備されているか。

オ　設置後の対応

据付後の対応に係る考え方が明確であるかどうか。

カ　業務処理に要する見積価額について

性能に対する価格が妥当かどうか。

キ　遵守事項の実施状況（ただし、ヒアリングを行わない場合や４の事前審査の場合はルール点を加えない。）

事前に指示したヒアリング時における遵守事項について守られているかどうか。

（２）審査基準

ア　項目点

５の（１）の審査項目ごとに満点の数は異なるが「優れている」から「提案になっていない」までの５分割を判断基準とし、１点ごとに採点する。項目点は審査員ごと１０５点(ヒアリングを実施する場合は１１０点）満点とする。

イ　順位点

提案内容や得点バランス等を総合的に審査し、優れているものから順位点をつける。順位点は審査員ごと１０点満点とする。

６　プロポーザルの特定者の選定

プロポーザルの特定者の選定は、プロポーザル審査会において得点や順位、得点バランス等を総合的に審議して決定する。４の（１）の書類審査を実施した場合は、４の（２）のヒアリング審査を優先する。

なお、得点の低い提案者が特定者として選定される場合や契約の目的を十分に達成できないものであると判断したときは、特定者を選定しない場合がある。

7　プロポーザルの特定に係る審査結果の通知

審査結果は、審査終了後速やかに、プロポーザルに参加した者全員に対し、特定者名を記載の上、書面により通知する。

8　委託契約に関する基本的事項

特定者と結ぶ委託契約においては、次の事項を基本とする。

（1）提案内容の修正

採択された提案内容は、契約締結時に修正・変更が加えられる場合がある。

（2）契約保証金

受託者は契約締結時に契約金額の１００分の１０以上の契約保証金を課せられる場合がある。ただし、過去の官公庁との契約実績や業務遂行能力等により、契約保証金が免除される場合がある。

（3）成果品の納入及び委託料の支払い等

受託者は、成果品を北海道に納入する。北海道は、これを受けて検査を行い、成果品の内容が契約上の要件を満たしていれば、委託料の支払いを行う。

（4）進捗管理

北海道は、業務の途中段階において、適宜、業務の進捗状況について報告を求めることとする。

（5）成果品及び構成素材に関わる知的財産権等の取扱い。

成果品に含まれる第三者の著作権その他の権利についての交渉・処理は、受託者が納品前に処理を行うこととし、その経費は委託料に含む。

本業務に関する著作権その他の権利は、全て北海道に帰属するものとする。